

○北九州工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

平成8年9月19日 規則第13号

改正 令和8年3月17日

(目的)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校学則第63条第3項及び第65条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 専攻科の授業は、1単位時間を標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により、定期試験を受験することができなかった者で、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 疾病（医師の診断書を要する。）

(2) 忌引

(3) 学校が命じた場合

(4) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

4 再試験に必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとにシラバスに記載した評価方法に基づき、第4条に規定する試験の成績その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評価は、次の区分による。

評価	優	良	可	不可
評点	100～80	79～70	69～60	59～0

3 試験において不正行為を行った者は、当該試験科目以降の受験を認めない。また、当該授業科目の試験の成績は0点とし、さらに、停学処分期間中の当該授業科目以降のすべての試験（当該試験期間中に試験として実施したものを含む。）に対する追試験を認めない。

(席次)

第5条の2 席次は次の方法で算出する。

(1) 席次は加重平均点の高い順に決定する。

加重平均点 = (履修科目の評点 × 単位数) の総和 / 総履修単位数

(2) 加重平均点は、小数第二位を四捨五入する。

(3) 加重平均点に算入する科目は、第1学年においては31単位、第2学年においては62単位を上限とし、総履修単位数が上限を超えている場合は、選択科目のうち評点の高い科目を上限の単位数まで抽出し算入する。

(単位の認定)

第6条 次の各号のすべてを満たした授業科目については、当該科目を修得したものと
して単位を認定する。

(1) 第5条第2項の規定に基づき、評価が優、良及び可に評価されること。

(2) 欠課時間数が純授業時間数の3分の1を超えないこと。

(修了に必要な単位)

第7条 専攻科の修了に必要な単位は、62単位以上(そのうち、一般科目は10単位以上、
専門基礎科目は14単位以上、専門科目は38単位以上とする。)とする。

(大学等において修得した単位の認定)

第8条 大学等において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、専攻科における授業
科目の履修とみなし、その単位を認定することができる。

(再履修)

第9条 第5条に定める成績の評価が不可と評価された授業科目は、再履修することがで
きる。

(成績意見申し立て)

第10条 学生は、成績評価について異議がある場合、所定の成績意見申し立て期間に科目
担当教員又は学生課教務係へ申し出ることができる。

(生産デザイン工学)

第11条 本校に「生産デザイン工学」教育プログラムを置く。

2 「生産デザイン工学」教育プログラムについては、別に定める。

3 第7条に規定する修了に必要な単位には、「生産デザイン工学」教育プログラムの定め
る所定の科目の単位を含むものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成8年9月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学生に係る修了に必要な単位については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。